

○総務省令第二十二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

総務大臣 山本 早苗

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（一契約当たりの通信量等報告）

第二条の二 基地局を設置して三・九世代携帯電話アクセスサービスを提供する電気通信事業者は、様式第二十の二により、三・九世代携帯電話アクセスサービスに係る一契約当たりの一月に利用された通信量について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する電気通信事業者は、様式第二十の三により、三・九世代携帯電話アクセスサービスの料

金に関する契約状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

第四条の次に次の一条を加える。

（契約代理業者への支払金支出状況報告）

第四条の二 電気通信回線設備を設置して携帯電話又はPHSの電気通信役務を提供する電気通信事業者は、契約代理業者への支払金（電気通信事業者が当該電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者に対して支払う金銭をいう。以下同じ。）の支出状況について、様式第二十三の二により、毎四半期経過後一月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

第十一条中「第八条まで」の下に「及び第十条」を加え、同条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（SIMロック解除状況報告）

第十条 電気通信回線設備を設置して携帯電話の電気通信役務を提供する電気通信事業者及び基地局を設置

して携帯電話・PHSアクセスサービス（PHSに係るものを除く。以下この条において同じ。）を提供する電気通信事業者は、様式第三十により、毎四半期内に発売した携帯電話の電気通信役務及び携帯電話・PHSアクセスサービスに係る移動端末設備の種別数、当該種別数のうち特定のSIMカード（携帯電話等の電気通信役務を提供する電気通信事業者との間で当該電気通信役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をいう。以下同じ。）を取り付けた場合にのみ移動端末設備が動作する設定（以下「SIMロック」という。以下同じ。）を解除することが可能なもの並びに毎四半期内にSIMロックを解除した数について、毎四半期経過後一月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

様式第三第一表の注5中「（携帯電話端末等からの電気通信役務を提供する電気通信事業者との間で当該役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体）」を削る。

様式第七の注9を同様式の注10とし、同様式の注8中「第5」の次に「及び第8」を加え、同注8を同様

式の注9とし、同様式の注7の次に次のように加える。

- 8 従量制及び定額制に係るF T T Hアクセスサービスからの接続に対応したインターネット接続サービスの契約数等を「参考事項」の項にF T T Hアクセスサービスを提供する電気通信事業者別に記載すること。

様式第十五の二の注2中「合計数」を「事業者名別契約数」に改め、同様式中注4を注5とし、注3の次に次のように加える。

- 4 記載する事業者名の数に応じ、項を適宜増減すること。

様式第二十の次に次のように加える。

様式第20の2（第2条の2第1項関係）

— 契約当たりの通信量等報告

年 月 分

サービスの種類 三・九世代携帯電話アクセスサービス

事業者名 _____

| 一契約当たりの一月に利用された 通信量 (GB) | 件数 |
|-----------------------------|----|
| 0～1未満 | |
| 1～2未満 | |
| 2～3未満 | |
| 3～4未満 | |
| 4～5未満 | |
| 5～8未満 | |
| 8～10未満 | |
| 10～20未満 | |
| 20～30未満 | |
| 30以上 | |
| 合計 | |

参考事項

- 注1 「件数」の欄には、三・九世代携帯電話アクセスサービス（通信モジュール向けに提供されるものを除く。）の契約数（仮想移動電気通信サービスを提供する他の電気通信事業者のものを除く。）について、毎四半期の最終月における一契約当たりの利用された通信量ごとに記載すること。
- 2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第20の3（第2条の2第2項関係）

料金に関する契約状況報告

年 月 日現在

サービスの種類 三・九世代携帯電話アクセスサービス

事業者名 _____

プラン

契約数

| | |
|---------|--|
| 従量制 | |
| 定額制 | |
| ○G B 上限 | |
| 上限なし | |
| 参考事項 | |

注1 「プラン」の欄には、自らが設定する三・九世代携帯電話アクセスサービス（通信モジュール向けに提供されるものを除く。）に係る料金プランについて、従量制及び定額制の別並びに一契約当たりの一月に利用される通信量の上限に応じて設定された料金区分を記載すること。

2 「契約数」の欄には、三・九世代携帯電話アクセスサービス（通信モジュール向けに提供されるものを除く。）の契約数（仮想移動電気通信サービスを提供する他の電気通信事業者のものを除く。）について、プランの区分ごとに記載すること。

3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第二十三の次に次のように加える。

様式第23の2（第4条の2関係）

契約代理業者への支払金支出状況報告

年度第 四半期

事業者名 _____

切り捨てて得た金額を記入するものとする。

3 1月から3月までの四半期に係る報告にあつては、当該四半期を含む報告年度に係る全ての支出月の「契約代理業者への支払金支出額」及び「販売奨励金支出額」の合計額について、「参考事項」の項にその額を記載すること。

4 注3に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
様式第二十八に次のように加える。

第3表

| | |
|-----------------------------|-------|
| 電気通信番号の使用状況報告（電気通信事業者間移転番号） | |
| 年4月1日から | |
| 年3月31日まで | |
| 事業者名 | _____ |

| 番号ポータビリティに係るポートイン数 | 番号ポータビリティに係るポートアウト数 |
|--------------------|---------------------|
| | |
| | |

注 1 電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 3 号に規定する電気通信番号について記載すること。

- 2 「番号ポータビリティに係るポートイン数」の欄は、利用者が当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく、携帯電話又は PHS の電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を他の電気通信事業者から報告対象の電気通信事業者へ変更した数を記載すること。
- 3 「番号ポータビリティに係るポートアウト数」の欄は、利用者が当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく、携帯電話又は PHS の電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を報告対象の電気通信事業者から他の電気通信事業者へ変更した数を記載すること。
- 4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数を自らの番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数として含めること。

- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
様式第二十九の次に次のように加える。

様式第30（第10条関係）

SIMロック解除状況報告

年 月 日から

年 月 日まで

事業者名 _____

| 発売した移動端末設備の種別数 | | |
|------------------------|--|--|
| SIMロックが設定 されていないもの | | |
| SIMロックの解除に 対応しているもの | | |
| SIMロックを解除した数 | | |

参考事項

注1 「発売した移動端末設備の種別数」の項については、電気通信事業者が毎四半期内に発売した携帯電話及び携帯電話・PHSアクセスサービス（PHSに係るものを除く。）に係る移動端末設備の種類の数に記載すること。

2 「SIMロックが設定されていないもの」の項については、「発売した移動端末設備の種別数」のうち、発売時からSIMロックが設定されていないものを記載すること。

3 「SIMロックの解除に対応しているもの」の項については、「発売した移動端末設備の種別数」のうち、電気通信事業者が利用者の求めに応じSIMロックを解除することとしているものを記載すること。

4 「SIMロックを解除した数」の項については、報告対象期間中に電気通信事業者が利用者の求めに応じSIMロックを解除した数を記載すること。

5 SIMロックの解除に対応していない移動端末設備の種別がある場合には、「参考事項」の項に当該

種別ごとに、その理由を記載すること。

6 注5に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十七年四月一日以降である報告から適用する。ただし、この省令による改正後の電気通信事業報告規則第二条の二及び第十条の規定については、報告期限が平成二十七年七月一日以降である報告から適用する。